

下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画

当社は、建設工事の請負契約の発注者・受注者間、元請・下請間、建設工事に関係する、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者及び建設関連業者等の中小企業者との取引においても、配慮を徹底し下請中小企業を含むサプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、元請事業者下請事業者の相互理解と信頼によって支えられる互恵的関係を構築していくものとする。

制定：2026年8月1日

ユタカ工業株式会社

代表取締役 迫田 輝男

1. 下請取引の適正化

(1) 合理的な請負代金と工期の決定

下請発注における合理的な請負代金と工期の決定は、下請取引適正化の根幹である。

ユタカ工業株式会社は、国土交通省の策定した「建設業法令順守ガイドライン」に基づく適正な手順を踏むことを改めて徹底し、元請・下請間の対等な関係の構築と公正かつ透明な取引の実現を図る。

(2) 適正な請負契約の締結

ユタカ工業株式会社は、元請企業として、契約内容の明確化、紛争発生防止および片務性改善の観点から、建設業法をはじめとする関連法令に従い、着工前に書面（電子契約を含む）による下請契約の締結を徹底する。協力会社との契約締結にあたっては対等な立場で協議を行い、双方が納得する条件に基づく契約の締結に努める。

(3) 下請代金の適正化

ユタカ工業株式会社は下請代金の支払いは現金払いとする。

(4) 協力会社に対する普及啓発・支援活動

ユタカ工業株式会社は、本自主行動計画を踏まえ、適正取引を実行するとともに、協力会社等に対して適正取引の普及啓発と人材育成等の支援に努める。

2. 適正な受注活動の徹底

(1) 適正価格での受注の徹底

過度な低価格受注は、協力会社へのしわ寄せを招き、建設技能者の賃金低下や社会保険未加入など、労働条件の悪化をもたらし、建設産業全体を弱体化させることにつながることから、ユタカ工業株式会社においては適正価格での受注に努める。

(2) 適正工期の確保

過度に短い工期は、建設技能者の就労環境の悪化、労働災害の発生、周辺環境への悪影響などの問題を生じやすいことから、ユタカ工業株式会社においては適正な工期を確保する。

(3) 適正な契約条件等の確保

近年、民間建設工事標準請負契約約款等と比較して工事請負者にとって過大なリスクの負担となる契約条項が盛り込まれる事例や、設計図書においても工事請負者にとって著しく不合理で、責任の所在の記載が不明瞭な事例が散見される。こうした不適正な契約は、工事の安全や品質に影響を及ぼす恐れがあるのみならず、協力会社の疲弊や建設技能者の就労環境の悪化にも繋がっている。また、追加・変更工事の場合も含めて書面による着工前契約が徹底されていないことが多くの紛争を招いていることから、ユタカ工業株式会社においては、適正な契約条件と契約手続きの確保に努める。